

離島の税制特例を活用してみませんか

離島税制とは、製造業等を営む事業者が、離島の一定の地域内で、その事業に使用する機械や建物を取得等し、供用した場合に、5年間の割増償却(国税(所得税・法人税))ができるほか、地域によっては、地方税(事業税、不動産取得税及び固定資産税)の優遇を受けることができる制度です。

※1 「一定の地域」とは、都道府県が定める離島振興計画においてにおける産業の振興を促進する区域(ただし、過疎地域持続的発展市町村計画における産業の振興を促進する区域を除く。)を指します。

※2 「取得等」とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属施設にあつては改修(増築、改築、修繕又は模様替)のための工事による取得又は建設を含みます。

国税(所得税、法人税)の優遇措置

①対象業種

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等

②対象設備

機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設、改修等

③優遇措置の内容

取得価額の一定割合に相当する額を、当該事業年度より5年間、割増して減価償却できます。



事業者の規模 (資本金又は出資金の額)		5,000万円以下 (又は一定規模※2の個人事業主)	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象の設備投資		機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等	機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新增設による取得等	
取得 価額 ※1	製造業・ 旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		
償却限度額		機械・装置: 普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物: 普通償却限度額の48%		

※1 補助金を活用して設備を取得等した場合、当該補助金の額を差し引いた金額が対象。

※2 常時使用する従業員の数が1,000人以下

離島での事業展開を税制の優遇措置により支援します！

1

事業を拡大したい！

地元特産の米を使った
清酒を増産するため
工場を増設したい！

増設する工場に設置する
新たな醸造用の機械も
購入したい！



2

でも...

景気も良くないし
機械を購入するのは
諦めようかなあ

高い機械を購入すると、
手元に残る現金が減るから
心もとないなあ

何か、いい制度はないかなあ



3

離島税制を適用すると...



税法上、通常の減価償却に上乗せして、割増償却を
することができます。

割増償却費は費用として経理処理できるため、課税
所得を低く抑えることができ、結果として、その年度の
法人税を低く抑えることができます。

※ 割増償却は減価償却の前倒しであり、耐用年数全体
での減価償却額の総額は同じとなります。

4

よかった♪

離島税制を適用したことで、工場の増設に踏み切る
ことができた。

新しい設備で作業効率を上げて、収入の増加を図る
ぞ！



製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等とは？

製造業

- ◇木材・木製品製造業
- ◇食料品製造業
- ◇繊維製造業
- ◇家具・装備品製造業
- ◇石油製品・石炭製品製造業
- ◇金属製品製造業
- ◇生産用機械器具製造業
- ◇電気機械器具製造業 等



旅館業

- ◇ホテル営業
- ◇旅館営業 等



農林水産物等販売業

- ◇農畜産物・水産物販売業
- ◇食料・飲料販売業
- ◇野菜・果実販売業
- ◇食肉販売業
- ◇鮮魚販売業
- ◇酒類販売業
- ◇畜産食料品販売業
- ◇水産食料品販売業
- ◇パン・菓子製造小売業 等



情報サービス業等

- ◇情報サービス業
- ◇インターネット附随サービス業
- ◇有線放送業



※ 日本標準産業分類(総務省)を参考にしてください。

※ 取得等をした機械及び建物が、割増償却の対象になるかどうかは、最寄りの税務署でご確認ください。

割増償却(国税(所得税、法人税))の効果

機械等を取得等して事業の用に供した事業年度から5年間、経費に通常の償却額に加え割増償却額を算入することができるため、5年間の所得税額・法人税額を軽減することができます。

具体例

A県B村(離島)の製材業者Cは、製材用機械を購入した(機械の割増償却率は32%)。

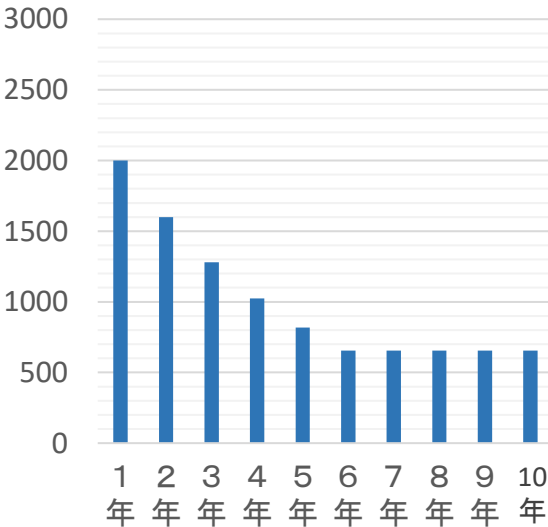
《前提条件》

- ・取得価額1億円、法定耐用年数10年の機械を200%定率法により償却
- ・償却前の課税所得額は5,000万円

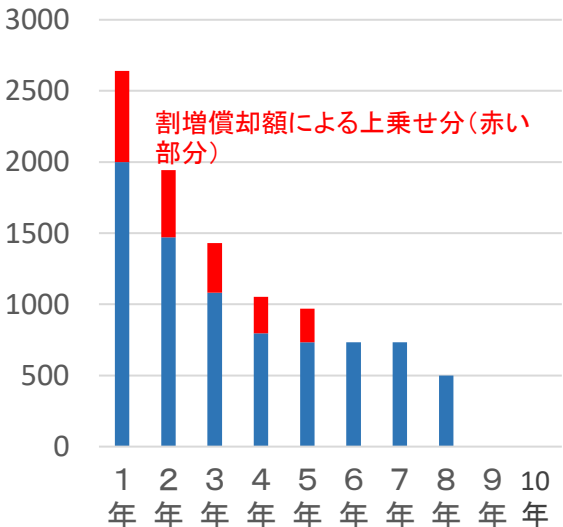
《割増償却の適用イメージ》

○減価償却額の比較

(単位:万円) 通常の償却の場合

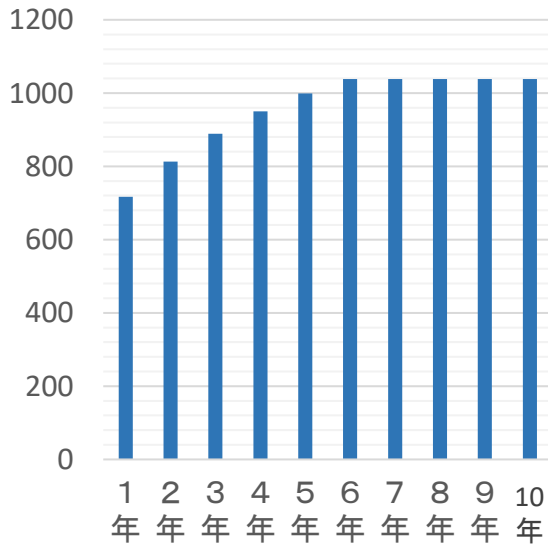


割増償却の場合

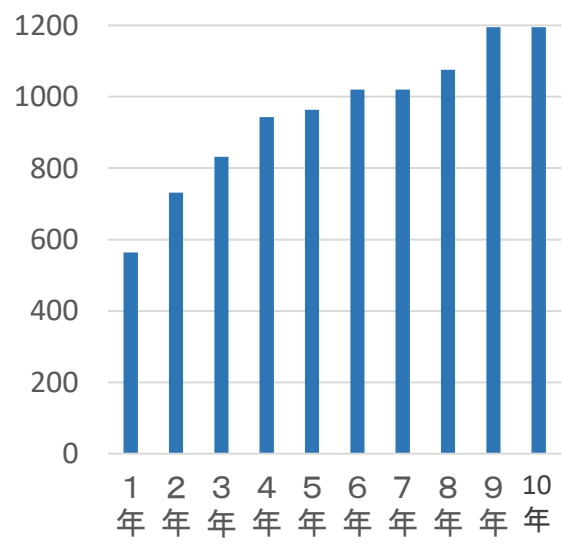


○法人税額の比較

(単位:万円) 通常の償却の場合



割増償却の場合



《法人税額の計算イメージ》(割増償却額は、機械の割増償却率である32%で計算)

【1年目】

項目		通常の償却の場合	割増償却した場合
①償却前の課税所得額		5,000万円	5,000万円
②償却額	普通償却額(a)	2,000万円	2,000万円
	割増償却額(b)	—	640万円
	償却額計(a+b)	2,000万円	2,640万円
③課税所得額(①－②)		3,000万円	2,360万円
④法人税額(③×法人税率23.2%)		696万円	548万円

【2年目】

項目		通常の償却の場合	割増償却した場合
①償却前の課税所得額		5,000万円	5,000万円
②償却額	普通償却額(a)	1,600万円	1,472万円
	割増償却額(b)	—	471万円
	償却額計(a+b)	1,600万円	1,943万円
③課税所得額(①－②)		3,400万円	3,057万円
④法人税額(③×法人税率23.2%)		789万円	709万円

【3年目】

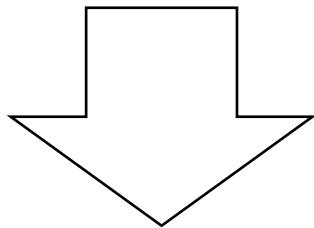
項目		通常の償却の場合	割増償却した場合
①償却前の課税所得額		5,000万円	5,000万円
②償却額	普通償却額(a)	1,280万円	1,083万円
	割増償却額(b)	—	347万円
	償却額計(a+b)	1,280万円	1,430万円
③課税所得額(①－②)		3,720万円	3,570万円
④法人税額(③×法人税率23.2%)		863万円	828万円

【4年目】

項目		通常の償却の場合	割増償却した場合
①償却前の課税所得額		5,000万円	5,000万円
②償却額	普通償却額(a)	1,024万円	797万円
	割増償却額(b)	—	255万円
	償却額計(a+b)	1,024万円	1,053万円
③課税所得額(①－②)		3,976万円	3,948万円
④法人税額(③×法人税率23.2%)		922万円	916万円

【5年目】

項目		通常の償却の場合	割増償却した場合
①償却前の課税所得額		5, 000万円	5, 000万円
②償却額	普通償却額(a)	819万円	734万円
	割増償却額(b)(※)	—	235万円
	償却額計(a+b)	819万円	968万円
③課税所得額(①－②)		4, 181万円	4, 032万円
④法人税額(③×法人税率23.2%)		970万円	935万円



- ※1 普通償却額 (取得価額－前年までの償却額計)×0. 200
 ※2 割増償却額 ((取得価額－前年までの償却額計)×0. 200)×0. 32
 ※3 割増償却した場合の5年目の普通償却額は償却保証額に満たなくなるので、改定取得価額に改定償却率を乗じて計算しています。
 ※4 四捨五入の関係で計算が合わない箇所があります。

初年度 約148万円、5年間で約304万円の減額！！

通常の場合の1年目の法人税額は約696万円ですが、割増償却をした場合には約548万円となるように5年間の税負担が軽減されます。

(※割増償却は減価償却の前倒しであり、耐用年数全体での減価償却額の総額は同じとなります。)



地方税(事業税、不動産取得税、固定資産税)の優遇措置

事業者が離島において対象の設備を新設又は増設した場合、都道府県又は市町村によっては、国の財政支援(減収補填)を受けて、事業税、不動産取得税、固定資産税を免除又はその税率を優遇する措置をとっている場合があります。

詳しくは、当該離島の都道府県・市町村の離島振興担当課にお問い合わせください。

※国税と同様、離島振興計画における産業の振興を促進する区域(ただし、過疎地域持続的発展市町村計画における産業の振興を促進する区域を除く。)が対象。

国の財政支援の対象となる地方税の優遇措置の対象業種、取得価額等

事業者の規模 (資本金又は出資金の額)		5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象の設備投資		機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新増設		
取得 価 額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		
	個人の営む畜産業、 水産業及び薪炭製造業	設備投資及び取得価額に関する要件なし(※2)		

※1 補助金を活用して設備を取得等した場合、当該補助金の額を差し引いた金額が対象。

※2 畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下である者の所得金額に対して課する事業税

地方税優遇措置の例(A市による固定資産税の特例措置)

A市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例	
対象設備	家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地
特例内容	当該固定資産税を最初に課税すべきこととなる年度以降3箇年度に限り、固定資産税の課税を免除する。
適用期限	令和9年3月31日まで(条例の適用期限)

(注) 実際の条例の内容を簡略化して記載しています。具体的な要件等は各地方公共団体にお問い合わせください。

離島税制の活用事例について

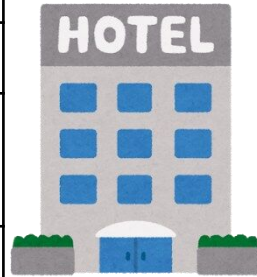
○活用事例①(国税、地方税)

業種	製造業(酒造)
取得件数	2件(建物1件、機械1件)
取得等の価額	6,200万円
設備投資の概要	酒造場が手狭になったため、新たな建物を借受け、酒蔵として改修し、清酒製造に使用する機器を取得した。離島税制については、国税の優遇措置及び地方税の優遇措置を活用した。
事業者の声	大規模な設備投資を行い、少しでも経費を節約したかったので様々な制度を調べた結果、この制度がちょうどよかったため利用した。やはり、国税の優遇措置(割増償却)と地方税の優遇措置(固定資産税の免除)のおかげで、設備投資の後に少しでも多く手元にお金を残せるのはありがたい。



○活用事例②(国税、地方税)

業種	旅館業
取得件数	3件(建物1件、附属設備1件、構築物1件)
取得等の価額	3億3,200万円
設備投資の概要	島の観光の活性化に対応するため、東京の企業が離島での新たなホテル事業へ参入した。離島税制については、国税の優遇措置及び地方税の優遇措置を活用した。
事業者の声	顧問税理士からの紹介でこの制度を知った。法人税の繰延べができるため、その分、手元に資金を残すことができ、良かった。また、地方税の優遇措置(固定資産税の免除)のおかげで節税ができた。



○活用事例③(国税)

業種	農林水産物販売業(養豚業)
取得件数	3件(建物3件)
取得等の価額	4,400万円
設備投資の概要	既存の施設では手狭になったため、新たな豚舎等を建設した。離島税制については、国税の優遇措置(割増償却)を活用した。
事業者の声	この制度を利用することで、税金額をおさえることができた。特に設備投資をした後には、手元に残る資金が減ってしまうので、課税の繰延べをすることで、手元に残る資金が少しでも多くなるのがうれしい。



お問合せ先

申請に関するお問い合わせは、

- ・事業所の所在する市町村の税や産業振興の窓口
- ・各国税局及び国税事務所ごとに設置する「電話相談センター」
- ・国税庁のタックスアンサー

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>をご利用ください。

国土交通省 国土政策局 離島振興課

(直通)03-5253-8421